

新型コロナウイルス疑い患者発生時の流れ(川薩保健所) R2.5.28

【疑い例の定義】

- ア 発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある。
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、流行地域※に渡航又は居住していた。
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、「流行地域※に渡航又は居住していた人」と濃厚接触歴がある。
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの。
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が疑うもの
 - ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者。
 - ・一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者で、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、疑われる者。
 - ・医師が総合的に判断した結果、疑う者。

※「流行地域」については、厚生労働省健康局結核感染症課の事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」により隨時追加される。

上記「疑い例」などに該当する患者

